令和１年 12 月９日

被保険者　各位

TDK 健康保険組合

【重要】　確定申告用『医療費のお知らせ』について

平成 30 年度の組合会にて、本年度より e-Tax 用医療費通知データ等について『MHW』で行うことが承認されました。TDK 健康保険組合が発行する『医療費のお知らせ』が必要な方は、健保の個人向けポータルサイト『MHW』を利用して、入手する様に変更となりましたので、ご連絡します。

1．確定申告で医療費控除を受ける方は、必ず MHW にログインとセキュリティコードが必要となります。

＊ID によるログインやセキュリティコード等不明な方は、下記委託先に必ずご本人様がお問い合わせされる様にお願いします。

尚、保険証記号番号が必要となりますので、お手元に保険証を用意しておいてください。

MY HEALTH WEB ヘルプデスク

電話番号：　03-5213-4467（平日 9:00～17:00　（※土・日・祝日、年末年始を除きます））

２．公開日以降、MHW 内の新しいコンテンツ「医療費控除申告手続用」ができます。

令和２年１月公開予定ですので、申請方法に応じて、電子申告又は書面申告を選択してご利用ください。

３．詳細は別添パンフレットをご参照ください。

尚、ご不明な点がある場合は、TDK 健康保険組合までお問い合わせください。

電話番号：03－6778－1103（平日９：00～17：00、TDK㈱本社カレンダー出勤日）　以上

個人向け健康ポータルサイト

MY HEALTH WEB マイヘルスウェブ

医療費控除申告のe-Tax用 医療費通知データが ダウンロードできるようになりました!

公式キャラクター
「ヘロンくん」

平成29年度税制改正により、平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに"医療費控除の明細書"(以下「明細書」)の添付が必要となりました。その際、健康保険組合等の医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。
今般その改正に対応し、e-Tax用医療費通知データのダウンロード、書面申告用の紙通知書発行・送付申込がMY HEALTH WEBで行えるようになりました。

	添付書類	領収書の5年間の保管義務
従　来 (平成31年分まで可)	領収書	あ　り
変更点▶ 平成29年分の確定申告から	明細書 (医療費通知を添付)	な　し※ (医療費通知記載分)

※医療費通知に記載のない医療費等で、ご自身で領収書に基づき明細書を作成した分の領収書については5年間の保管が必要です。

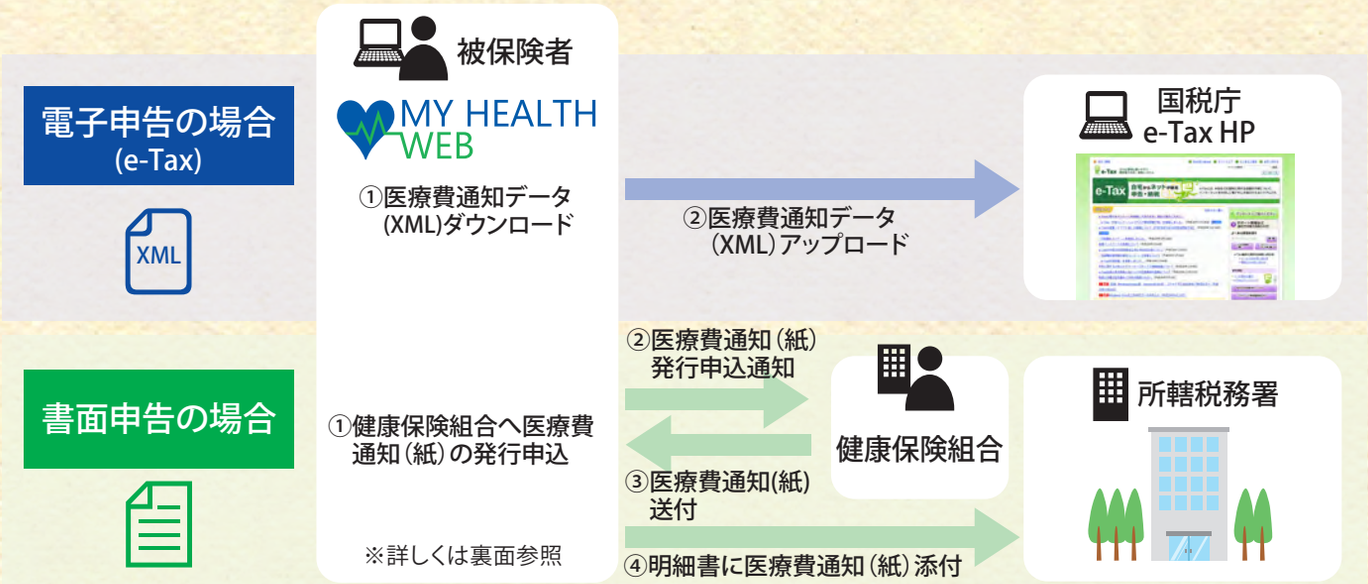

MY HEALTH WEB 利用ガイド

① 健康保険組合のホームページよりMY HEALTH WEB にアクセス

② 「医療費控除申告手続用」ページを開く

MY HEALTH WEB「MYページ」▶「MYデータ」▶「医療費情報」▶「医療費控除申告手続用」

医療費控除申告手続用

医療費控除の申告手続に必要な医療費通知のデータダウンロードや発行・送付申込を行うことができます。
電子申告(e-Tax)を行う場合は、「データダウンロード」より医療費通知のデータ(XML形式)を取得してください。
書面申告を行う場合は、「紙通知書発行・送付申込」より医療費通知の発行・送付申込を行ってください。

医療費控除の申告以外で医療費の明細を確認したい場合は、「医療費明細」から行ってください。

電子申告(e-Tax)用 データダウンロード XML

書面申告用 紙通知書 発行・送付申込

医療費控除申告の簡略化について
平成29年度税制改正により、平成29年分の確定申告から医療費控除申告の際に健康保険組合から交付を受けた医療費通知を活用できることになりました。

これまでは、医療機関等の領収書1年分の提出・提示や、電子申告(e-Tax)の際には詳細なデータ入力が必要でしたが、健康保険組合からの医療費通知を確定申告書に添付する明細書として活用することにより、医療費控除申告が簡略化されることになります。

※「医療費通知」を使用して医療費控除の申告をした場合、医療費の領収書を保存する必要はありませんが不備等により税務署から医療費の領収書の提出または提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から5年間保存しておくことを推奨します。

(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

詳しくは国税庁の医療費控除に関する手続について(Q&A)を参照ください。

申告方法に応じていずれかをクリック

そもそも医療費控除って何?

1月～12月までの1年間に医療機関等で自己負担した医療費が10万円＊を超えたとき、税務署に申告することで、超過分が課税所得額から控除され税金が還付される制度です。

医療費控除額(上限200万円) ＝ 1年間の医療費の自己負担額 － 給付金・保険金等補てんされる額 － 10万円＊

※「＊」…総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%

確定申告に「医療費通知」を使う場合の注意点

医療費通知の原本を添付してください

医療費通知を明細書に添付する場合は、原本を添付する必要があります。医療費通知を受取ったら、紛失しないように大切に保管してください。

医療費通知に反映されない医療費があります

市販薬の購入費用や自費診療分の医療費のほか、医療機関からの請求遅れ分、発行月の関係で、医療費通知に記載のない医療費等については、領収書に基づいて明細書に記入し、申告書に添付します。

負担額が異なる場合などは訂正してください

公費による助成等があり、自己負担額が医療費通知に記載されている額と異なる場合は、申告時にご自身で実際に負担した額に訂正してください。

※医療費控除の詳細については、所轄税務署にお問い合わせください。